*2016年09月　第2版（新記載要領に基づく改訂）
2008年02月　新様式第1版

認証番号：220ALBZX00013000

類別：歯科材料　01　歯科用金属

管理医療機器　一般的名称：歯科鋳造用金合金　JMDN 70767000

ケイ２０（Ｋ２０）

【禁忌・禁止】
本合金又は類似成分の合金に対して発疹、皮膚炎などの過敏症の既往歴のある患者には使用しないこと。

【形状・構造及び原理等】

＊該当規格：JIS T 6116:2012「歯科鋳造用金合金」（タイプ2）

［成分・分量］

成　分	分　量
金	83.5 %
銀	6.5 %
銅	10.0 %

［形状・構造・原理］
光沢のある板状金属片で、鋳造によって修復物形状とし、歯科修復物、補綴物又は装置などを作製する。

［性能等］

溶融温度	液相点	945 ℃
	固相点	920 ℃
熱処理	軟　化	
耐力	225 MPa	
伸び	43 %	
ビッカース硬さ	115 HV	
密度	16.3 g/cm³	

【使用目的又は効果】

歯科修復物、補綴物又は装置を作製し、主としてインレー、アンレーなどに用いる。

＊【使用方法等】

［使用方法］

(1) ワックスアップ・埋没・焼却
　① ワックスアップは、通法によって行って下さい。
　② 埋没材は、クリストバライト系埋没材を使用して下さい。
　③ 焼却は、埋没材の取扱説明書等に従って焼却して下さい。

(2) 溶解鋳造
　① 溶解鋳造は、遠心鋳造機又は真空加圧鋳造機をご使用下さい。
　② ガス・エアー混合炎等を使用する場合は、還元炎部分で溶解し、金属が球状になり、回転し始めた時点で鋳造を行って下さい。

(3) 研磨
　研磨は，通法に従って行って下さい。

(4) 熱処理
　・軟化処理：600℃の炉中に10分間保持し、水中急冷して下さい。

(5) ろう付
　通法に従ってろう付して下さい。
　・適用ろう材：歯科用金ろう（例　石福金属興業製の「K18ロウ」、「K16ロウ」又は「K14ロウ」）
　・適用フラックス：石福金属興業製の「フラックス#6」

［使用方法に関連する使用上の注意］
　① 本合金を再溶解する場合には、サンドブラスター等で埋没材、酸化膜を完全に取り除き、新しい合金を等量以上加えて溶解すること。
　② 歯科用フラックスを使用する場合には、その取扱説明書等に表示してある使用上の注意事項を守ること。

＊【使用上の注意】

(1) 重要な基本的注意
　① 本合金の使用により発疹，皮膚炎などの過敏症状が現れた患者には，使用を中止し医師の診断を受けさせること。
　② 本合金の鋳造設備付近には、局所排気装置、換気扇などを設けて、密閉した部屋での作業を避け、鋳造により発生する粉塵及び蒸気を吸入しないこと。
　③ 本合金の研磨作業などの際には、粉塵による人体への影響を避けるため、局所吸塵装置、公的機関が認可した防塵マスクなどを使用し、粉塵を吸入しないこと。
　④ 溶解、鋳造作業時には金属の飛散などによる目の損傷や火傷を防ぐため、保護めがね及びその他の保護具を使用すること。
　⑤ 他の合金と混溶しないこと。

【保管方法及び有効期間等】

［保管方法］
歯科医療従事者以外が触れないように適切に保管・管理すること。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者：石福金属興業株式会社
住　　所：〒340 - 0002
埼玉県草加市青柳2丁目12番30号
電　話　番　号：048 - 931 - 4581

製品に関するお問合せ先
石福金属興業株式会社　歯科材営業部
電話番号　03 - 3252 - 8471

01-1609